

第二十四回帝國議會 在外指定學校職員退隱料及遺族扶助料法中改正法律案及府縣立師範學校校長俸給並公立學校職員退隱料及遺族扶助料法中改正法律案 委員會會議錄(筆記)第一回

委員成立

明治四十一年三月二十五日議長ノ指名ヲ以テ本委員九名ヲ選定ス其ノ氏名左ノ如シ

- 橫井 時雄君 坂元 英俊君 荒川 五郎君
- 矢島 中君 首藤 陸三君 米田 實君
- 西田 作次郎君 野口 源一郎君 川真田德三郎君

明治四十一年三月二十六日午前十二時三十分委員長理事互選ノ爲各委員參集ス其ノ氏名左ノ如シ

- 西田 作次郎君 橫井 時雄君 野口 源一郎君
- 首藤 陸三君 坂元 英俊君

年長者首藤陸三君投票管理者トナル
 ○投票管理者首藤陸三君 委員長及理事互選ノタメニ開會致シマス
 ○荒川五郎君 私ハ委員長ニ橫井君ヲ推薦シタイト考ヘマス而シテ理事ハ委員長ノ指名スル所ニ委シタリ

○投票管理者首藤陸三君 只今ノ荒川君ノ御發言ニ御異議ハアリマセヌカ
 (異議ナシト呼フ者多シ)
 ○投票管理者首藤陸三君 御異議ハナイヤウデスソレハ橫井時雄君ガ委員長トイフコトニ定マリマシタ

(橫井時雄君委員長席ニ就ク)
 ○委員長(橫井時雄君) 私ガ委員長ノ席ヲ汚スコトニナリマシタソレハ荒川君ノ御發言ニ基キマシテ私ニ於テ理事ヲ指名スルコトニ致シマス之レハ荒川君ニ願フコトニ致シマス

○委員長(橫井時雄君) 御異議ハナイヤウデスカソレハ荒川君ガ理事ト云フコトニキマリマシタ是レハ委員長並ニ理事ノ互選ガ終リマシタカラ引續キ會議ニ移リマス

會議
 出席國務大臣左ノ如シ
 文部大臣 男爵牧野 伸顯君
 出席政府委員左ノ如シ
 外務次官 男爵珍田 捨巳君 文部次官 澤柳政太郎君
 文部書記官 松村 茂助君 關東都督府事務官 大内丑之助君

本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ
 在外指定學校職員退隱料及遺族扶助料法中改正法律案
 府縣立師範學校校長俸給並公立學校職員退隱料及遺族扶助料法中改正法律案

○委員長(橫井時雄君) ソレハ是ヨリ開會シマス、ソレハ公報ニ載ツテ居ッタ順序

第五類第六十六號 在外指定學校職員退隱料及遺族扶助料法中改正法律案外一件委員會會議錄 第一回 明治四十一年三月二十六日

ハ、在外指定學校職員退隱料及遺族扶助料法中改正法律案ト云フノガ先キニナツテ居リマスカラ、是カラ先キニヤリマス、外務大臣ガ御出ニナツテ居ルヤウデスカラ、一應御說明ヲ伺ヒマセウ

○政府委員(男爵珍田捨巳君) ソレハ大體ノ說明ヲ致シマス、滿洲ニ居留シテ居リマスコロノ本邦人ガ、年ヲ逐ウテ段々増加致シテ參リマシテ、最近ノ調ニ依リマシテ、我租借地ナル關東州ヲ除キマシテ、其外滿洲各地ニ於ケル人口ハ既ニ殆ド二萬ニ達シテ居ルノデゴザイマシテ、其居留民ノ性質モ新開地ノ習ヒトシテ、初メノ程ハ隨分浮動人口トモ申スベキヤウナ性質アリマシタガ、段々事業ノ整頓スルニ從ヒマシテ、浮動ト云フ性質ヲ脱シテ、定住ノ居留民ニナツテ居ルノデゴザイマシテ、是ハ甚ダ喜ブベキ現象ト思ヒマスルシ、又獎勵スベキ現象ト思ヒマス、從ヒマシテ是等ノ居留民ヲシテ、子弟教育ノ途ヲ得セシムルト云フコトハ、定住ノ居留民ヲ獎勵スルノ一端デモアリ、又教育ヲ進捗セシムルノ一端ト思ウテ、當局ニ於テ大ニ注意ヲ致シテ居ルノデアリマス、又附屬地ニ於キマシテハ、南滿洲鐵道株式會社ヲ督勵シテ、鐵道附屬地内ニ於ケル居留民ノ爲メニ小學校ヲ設ケサセテ居ルノデアリマシテ、私立小學校ガ既ニ五箇ニ達シテ居ルノデアリマス、尙是ヨリ段々増加セシムル方針デゴザイマス、是等ノ小學校ハ皆小學令ニ準據シテ居ルノデゴザイマスカラシテ、在外指定學校ニ關スル法令ヲ適用致シマシテ、是等ノ學校ノ職員ニ對シテ退隱料及遺族扶助料ノ恩典ヲ及ボスト云フコトハ、在外職員ヲ獎勵スルノ途デゴザイマスカラシテ、ドウカ此途ニ出デントラ希望スルノデゴザイマス、然ルニサウ致シマスルト、其結果トシテ確カ三十八年デゴザイマシタ、文部省令第二十二號ニ從ツテ、イロ／＼ノ煩雜事項ニ關シテ文部外務兩大臣ニ申請シ、又其認可ヲ受ケテケレバナラヌコトガ起ツテ來ルノデゴザイマシテ、滿洲ノ如キ尙未開ノ地ニ於キマシテ、一定不動ノ規則ヲ立アルト云フコトハ出來ヌヤウナ情勢ニアル處ニ於テハ、斯ノ如キ迂遠ノ途ヲ執ルコトハ甚ダ好マザルコトデゴザイマスカラ、成ルベク敏活ニ之ヲヤラント致シマシテ、本案ノ如キ法律ヲ以テ此不便ヲ除カントスルノデゴザイマスカラ、甚ダ案ハ簡單デゴザイマスガ、滿洲ニ於ケル教育ノ進歩ニ就キマシテ至極必要ノコトデゴザイマスカラ、會期切迫ノ今日デアリマスケレドモ、ドウゾ御贊成ヲ願ヒマス

○首藤陸三君 今次官ノ御說明ガアリマシタガ、是ハ全然文部省ト離シテ外務ノ直管デ、滿洲總督府ニ委任スルト云フコトニナルノデスカ
 ○政府委員(男爵珍田捨巳君) 左様デゴザイマス、此點ニ就テハサウナリマス
 ○首藤陸三君 文部省ノ内地ノ小學校ノ職員ニ退隱料ヲ拂ツテ居ルノト、サウ云フ所ハ變々コトハナイノデスカ、即チ御說明ノ通り文部省外務省ト些細ノコトテ兩者ノ協議ヲスルノハ煩雜デアルカラ、單純ニ別種ノモノヲ滿洲總督府ニ任セルト斯ウ云フノデスカ
 ○政府委員(法學博士大内丑之助君) 唯今外國ニアリマスル學校ヲ指定スルニハ、文部外務兩省ガヤテ居ッタノデゴザイマス、ソレハ滿洲ニ於テハ、關東都督府ニ指定權

ヲ行ハセタイト斯ウ云フノニ過ギナイノデス

○荒川五郎君 朝鮮ハ別デスカ

○政府委員(法學博士大内丑之助君) 朝鮮ハ統監府デ指定シテ居リマス

○首藤陸三君 此他ノ官憲ト云フノハ關東都督府ノコトデスカ

○政府委員(法學博士大内丑之助君) 左様デス

○荒川五郎君 此法律ヲ見マスルト、此朝鮮ノ居留地ヤ何カニ居ル職員ハ別ニナルノデアリマス、在外指定學校ト云フト、ソレハモウ一緒ニナルヤウナノデアリマスガ、法令上下ウチノ關係ニナツテ居リマス

○政府委員(法學博士大内丑之助君) 在外指定學校ハ一ニシテ居リマス、此在外指定學校職員退隱料及遺族扶助料法ハ總テヲ包括シテ居リマス、其一番アトニ於テ條項ヲ加ヘマシテ、是ハ勅令ヲ以テ關東都督ト云フコトヲ指定スル積リデアリマス、朝鮮ノ方ハ別ニ去年デシタカ、御協贊ヲ經テ法案ガ出來マシテ之ニ基イテ勅令ガ出テ居ル管ア、統監ニ委託セラレタルト記憶シテ居リマス

○委員長(横井時雄君) 此趣意ハ朝鮮ニテハ統監ニ託シテアル、滿洲デハ都督ニ託シヤウト云フノデスカ

○政府委員(法學博士大内丑之助君) ソレモ滿洲全体デハナイ、鐵道會社ノ附屬地ダケデス、其附屬地ハ東清鐵道ヲ持ッテ居リマシタ部分ニ限ルノデアリマス

○委員長(横井時雄君) 安東縣ハ……

○政府委員(法學博士大内丑之助君) 安東縣ハ居留民團デスカラ違ヒマス

○委員長(横井時雄君) 御質問モナイヤウデスカ、原案ニ御異議ハアリマセヌカ

(一) 異議ナシ(ト呼ブ者アリ)

○委員長(横井時雄君) ソレデハ原案ノ通り決定致シマシター——此次ノ府縣立師範學校長俸給並公立學校職員退隱料及遺族扶助料法中改正法律案、是ニ付テ文部省ノ政府委員ノ御説明ヲ願ヒマス

○政府委員(松村茂助君) 本案改正ノ要點ハ第五條第一項デアリマス、是ハ現行法ニ於テハ學校職員等ガ十五年ニ在職致シマシタトキニハ、二百四十分ノ六十、即チ俸給年額ノソレダケノ金ヲ退隱料トシテ支給スルコトニナツテ居リマス、サウシテ十五年以後ニ於テハ、一年ヲ増ス毎ニ二百四十分ノ一ツ、ヲ増ス、其割合ガ頗ル小サイノデアリマス、然ルニ本案ニ於テハ勤續者ニ對シテハ、特ニ其退隱料ノ增加料ヲ高メルト云フコトニナツテ居リマス、即チ勤續滿十五年ニシテ退職シタル者ニ對シテ、退職當時ニ俸給年額ノ四分ノ一ヲ與ヘルノデアリマス、而シテ勤續ガ續キマシテ、十六年十七年ズット四十年マデハ、勤續者ニ對シテ一年毎ニ百分ノ一ツ、加ヘテ往クト云フノデアリマス、斯ノ如ク致シマス、四十年ノ額ハ恰モ俸給年額ノ半額ニ相當スルノデアリマス、現行法ニ於キマシテハ、四十年ノ額ハ俸給年額ノ二割ニ當ルノデスカ、此方ハ半額デアリマスカラ、即チ五割ニナル、即チ一割七歩バカリ増加スルコトニナルノデアリマス、ソレカラモウ一ツ違フトコロハ、十五年以上勤續シマシタ者ガ、更ニ他ノ職ニ轉任致ス場合ニ於テハ、是ハ勤續者ニ比ベルト、少シ謂ハム學校ノ教員トシテ其職ニ從事スルコトガ足ラナイト云フヤウナ關係カラ致シマシテ、サウ云フ人々ニ對シテハ、其勤續年數ニ對シテハ先キ

ニ申上ゲテ勤續者ト同様ノ率ヲ恩給ヲ増加致シマスルガ、其他ノ年數ニ付キマシテハ、一年毎ニ百五十分ノ一ヲ標準トシテ増加シテ往ク、斯ウ云フコトニナリマス此分ハ人ニ依テ四十年ノ最高額ト云フモノニ違ガ生ズルノデアリマスカラ、勤續十五年ヲ以テ罷メテ、其後他ノ教育事務ニ從事スル文官等ニ就イタモノト致シマスルト、恰度四割バカリニ當ルノデアリマス、又其人ガ勤續ガ三十九年モアルト致シマスレバ、最後ノ一年ダケガ百五十分ノ一ヲ増加サレルト云フコトニナリマスカラ、勤續四十年ノモノト較ベマシテ、其差ガ極少ナクナルノデアリマス、ソレカラ其次ノ項ニ掲ゲタル在職滿十五年以上ニシテ退職シタルモノ、是ハ全ク勤續ト云フコトハゴザイマセヌデ、或ハ教員タリ或ハ教育事務ニ從事スル文官タリ致シマシテ、其年數ヲ通算致シマスルト、十五年以上ニナル分デスカ、此分ニ對シテハ現行法ト同様ノ率ニシテ置クコトニナツテ居リマス、ソレカラ第七條ニ於キマシテ、其二項ノ一號デゴザイマスガ、是ハ現行法ニ於テハ退隱料ヲ受ケテ居ル者ガ再ビ職ニ就ク、即チ學校教員トナツタ場合ニ、其俸給ガ先キニ退職ヲ致シタトキノ俸給同額以下デアッタトキニハ、退隱料ヲ受ケツ、俸給ヲ受ケラレルト云フ現行法デアリマスケレドモ、右ハ少シ教員ヲ待遇スルニ宜シキヲ得ヌモノト思ヒマセヌカラ、ソレデ昨年小學校教員ノ退隱料法ヲ改正スル場合ニモ、此一號ニ書イタル通りニ、恩給ト更ニ受ケルトコロノ俸給ト合計シタ金額ハ、先キニ退職ヲ致シマシタトキノ俸給金額ニ超過シタル場合ニハ、其超過シタル金額ダケハ支給ヲ停止スル、斯ウ云フコトニナツタノデスカ、此改正案ニ於キマシテモ、ヤハリサウ云フコトニ致シタ方ガ適當デアラウト云フコトデ、此箇條ヲ加ヘタノデアリマス、ソレカラ第十條ノコトデスカ、公立學校職員ハ教育事務ニ從事スル文官ノ轉任スルコトガ出來ルト云フ規定ガゴザイマス、其結果ト致シマシテ、現在ニ於キマシテハ例ヘテ見マスルト、學校二十年ナラ十年ニ在職致シマシタ者ガ、教育事務ニ從事スル文官ニ轉任ヲ致シマス、サウシテ二年ナリ四年ナリ在職致シマシタ者ガ、致シマストキニハ、彼ノ支給スルコトコロノ退官賜金ト云フモノハ、唯終リノ文官トシテ居リマス三年ナリ四年ナリニ對シテ、退官賜金ヲ支給スルコトニナツテ居リマス、前ノ十年間學校ニ在職シタルコトニ對シテハ、退職賜金ヲ支給シナイコトニナツテ居リマス、是ハ普通ノ場合ニ比較シマシテ酷ニ相成リマスカラ、此ノ如キ教員ノゴザイマシタトキニハ、其人ガ教育事務ニ從事スル文官ノ退職致シマシタトキニハ、先キニ公立學校職員ニ在職シテ居ッタ十箇年ニ對シテ、退職賜金ヲ支給スル、斯ウ云フコトニナツテ居リマス、其不都合ヲ除カウト云フノガ趣旨デゴザイマス、ソレカラ其次ノ項デゴザイマスガ、此教育事務ニ從事スル文官ノ退職年數ハ、學校職員ニ在職年數ト通算シテ退隱料ヲ支給スルコトニナツテ居リマス、然ルニ其教育事務ニ從事スル文官ノ退官致シマシタ場合ニ、現行ノ官吏ニ關スル退官賜金支給規定ニ於キマシテハ、恩給ヲ受ル者ニ對シテハ、退職給與金ヲ支給シナイ、斯ウ書イタル結果ト致シマシテ、退隱料ヲ受クル者ニ對シテ、其退官賜金ヲ支給スルコト云フヤウナコトヲヤツテ居ル向キガゴザイマシテ、詰リ同年數ニ對シテ退隱料モ貰ヘルシ、又退官賜金モ貰ヘルト云フコトニナルノハ法律ノ不備デアツテ、決シテ適當ナルヤリ方デナイト云フコトデ、今回此改正ヲ致シマシテ、苟モ退隱料デアラウト、恩給デアラウト、其性質ガ同一ナル以上ハ、退官賜金ト退隱料ト兩方貰ヘルト云フヤウナ不都合ノナイコトニ致シタ宜カラウト云フコトデ、此規定ヲ加ヘタノデゴ

ザイマス、ソレカラ附則ノ終リノ箇條デゴザイマスガ、是ハ現在退隱料ヲ受ケテ居ル者ガ、本法施行ニナリマスルトキニ當リマシテ、此改正法案ノ率ガ現行法ヨリモ高クナリマスルカラ、其恩典ニ浴セント欲スル際ニ、再ビ職ニ就カウト云フ者ガ續々出テ來ルグラウ、サウシテ若シ此規定ガアリマセウケレバ、一日ナリ二日ナリ在職致シマシテ退職致シマシテモ、此改正法案ノ恩典ニ浴スルト云フコトニナリマスカラ、其弊ヲ矯メマス爲メニサウ云フ人ガゴザイマシタナラハ、其人ハ學校ヘ再ビ出タ場合ニハ、半年間在職ヲ致シマシテ退職シタ場合デナケレバ、此改正法案ニ依テ退隱料ヲ支給シナイ、斯ウ云フコトニ致シマシタノデゴザイマス、大略右ノ通りデゴザイマス

○首藤陸二君 貴族院デハ別ニ原案ニ反對ハ無カッタノデゴザイマスガ

○政府委員(松村茂助君) 左様デゴザイマス

○委員長(横井時雄君) 此十條ノ「公立學校職員ニシテ教育事務ニ従事スル文官又ハ他ノ待遇文官ニ轉任シタル者退官又ハ退職シタルトキハ公立學校職員ノ在職年數ニ應ジ前項ノ給與金」此項ト云フノハ何デゴザイマスカ

○政府委員(松村茂助君) 是ハ二項デアリマシテ、一項ノ方ニ斯ウ云フ規定ガアリマス、公立學校職員ガ在職滿一年以上ニ達シマシテ退職致シマシタトキニハ、其一年ニ對シテ俸給半箇月分ノ割合テ、退職給與金ヲ支給スル、斯様ナ規定ガアリマス

○首藤陸二君 此法律ノ改正ニ依テ、凡ソ是ハ増給ニナルノデスガ、金額ノ殖エルコトハドノ位ナ見込デゴザイマスカ

○政府委員(松村茂助君) 首藤君ノ御尋ハ國庫ノ負擔ガドノ位殖エルカト云フ御尋デ、是ハ御承知ノ通り此教員カラシテ國庫ノ納金ト云フモノヲ致シテ居ルノデゴザイマス、ソレハ俸給ノ百分ノ一ツ、納メテ居ルノデアリマスガ、ソレト同額ヲ又此府縣カラ納メテ居リマス、其納メテ居リマスル金ヲ以テ、此退隱料若クハ遺族扶助料ト云フモノヲ出シテ居ルノデゴザイマス、ソレガ足ラナイ故ニ、初メテ國庫デソレヲ補足シテ往ク、斯ウ云フ其ヤリ方ニナッテ居ルノデゴザイマス、而シテ現在ニ於キマシテハ、府縣若クハ學校職員等ヨリ納ムルトコロノ金額ハ、現在退隱料ヲ受ケルモノニ對シテ退隱料ヲ支出致シマシテ、尙餘リガ澤山アルノデゴザイマス、即チ二十八年ニ於キマシテハ、職員及府縣ヨリ納ムル金額ト云フモノハ八万餘圓デアリマス、サウシテ國庫ヨリ出ス金額ハ六万餘圓デアルト云フヤウナコトデ、二万圓バカリ國庫デ未ダ益ヲシテ居ルヤウナコトニナッテ居リマス、ソレデアリマスカラ、之ヲ施行致シマシタトコロガ、ズツト先キニナレバ國庫ノ負擔ヲ増スト云フコトモゴザイマセウケレドモ、現在ニ於キマシテハ、別ニ國庫ノ負擔ヲ増スヤウナコトハ無カラウト思フデアリマス、且又先程申シマシタ第七條ノ修正ガアリマス結果ト致シマシテ、今ノ給料ト退隱料ト一重ニ貫フト云フコトガ餘程減リマスカラ、其方デモ餘リガ出來テ參リマス、從ツテ著シク國庫ノ負擔ヲ増加スルヤウナコトハナイ考デアリマス

○荒川五郎君 公立學校ノ職員待遇ヲ善クシヤウト云フ精神ノ案ノヤウニ見受ケマスガ、此學校ノ方ニモアルヤウデアリマスガ、此滿四十年ニ至テ止ムト云フ、四十年ト云フコトガ皆打切りニナッテ居ルヤウデアリマスガ、老朽役ニ立タヌ者ガ無キニシモアラズデアリマスケレドモ、教育ハ智識ヲ授クルノガ本旨デナクシテ、知識モアリマセウケレドモガ、一ツハ其人ノ學徳共ニ高く、其人ノ自然ノ感化ト云フモノガ、教育上尤モ値打ヲ拂

ハナケレバナラヌコトデアラウト思フデアリマス、近イ頃學校ノ同盟罷工或ハ學校騒ギト云フコトガ随分世間ニモアリマスガ、是等ハ先ツ手腕ハアツテモ若イ人ハ重ニ學校ヲ世話シ、學校ニ居ルガタメニ學生生徒ノ修養上ニ感化ヲ與ヘルト云フコトハ甚ダ乏シク、一般ノ感化ト云フコトヲ無形ニ得ラレル精神的ノ教育上ニアルモノニ付テハ、大抵今日ハ注意ヲ拂ハレテ居ルコトガ少ナイヤウニ思フデアリマス、ソレサニ隨分知識ガアツテモ信用ガ足ラヌ、役ニ立タヌト云フコト、隨分材ヲ懷キナガラ世ノ中ニ使ハレズ、今日人材ノ不足ナル中ニモ、其人材ハ役ニ立タヌデアルト云フコト云フヤウナコトガ、隨分教育上今日ニ見エルコトデ、教育ノ大体ノ上カラハ甚ダ歎ハシイ次第デアリマスガ、此等ハ知識ノコトハ其人ノ心懸次第ニ隨分進ム途モアラウガ、感化ノ上ニ於テハ政府當局者ノ指導獎勵セラレ、上ニ、最モ注意ヲ拂ハレナケレバナラヌコト、信シマスデアリマス、然ルニ其勸導ヲ獎勵致シ、長ク學校ニ勤續シテ、在職シテサウシテ無形ノ感化ガ其學校ノ校風ヲ爲シ、其校風ガ其所カラ出ルトコロノ生徒ノ精神ノ上ニ、特種ナル影響ヲ來スト云フヤウナコトハ、此勸導ヲ獎勵スル、即チ其勸導ヲ優待スルト云フ精神カラ云ウテモ、必ズシモ或年限ヲ打切ル必要ハアルマイト思フデアリマスカラ、教育者ハ日々ニ自分ノ修養モシナケレバナラヌモノデアル、其修養ヲスル上ニ於テ、政府ノ指導ノ仕方ニ於テハ獎勵ノ途ガ幾ラモアラウシ致シマスカラ、事實ニ於テ稀ナルコトニシテモ、總テ此勸導ヲ獎勵スル精神カラ云ウテモ、滿四十年ニテ加算ノ歩合ヲ殖ヤスト云フコトヲシナイデ、打切ルコトハ果シテ如何ナルモノデアルカ、教育其モノノ感化ト云フコトナリ、勤續其他ノ修養上ノコトガ冥々ニ及ブト云フコトヲ考ヘレバ、金額ニ於テハ甚ダ稀ナルコトデ、四十年以上勤續スルコト、四十年ニ至テ止ムト云フコトニシナイデ、サウシテ益々學徳共ニ高イ人ガ、長ク子弟ノ教養ヲ我一生ノ天職トシテ樂シクシテ教育ニ従事スルト云フ、真正ナル教育家ヲ待遇スルノ途ガ、此一點ニ於テモ大ニ獎勵スル必要ガアラウト思フデアリマス、然ルニ之ヲ滿四十年ニ至ッテ打切ルト云フコトニセラレタノハ、ドウ云フ積リデアリマスガ、是ガ第一デアリマス、其次ニ此教員ナドヲ優待セラレ、ナリ、或ハ勤續シタル教員ヲ選奨セラレ、小學校ノ成績ノ良イ教員ヲ選奨セラレ、近頃ハ中等學校ノ校長職員モ選奨スルト云フデアリマセウ、御賞與ガアツタヤウデアリマスガ、此等ハドウ云フ一體方針デ此御賞與ガアリマスモノデアルカ、或ハ公立學校ナドノ御賞與ノ方針ガ承リタイ、ト云フノハ中等學校デアリマスガ、小學校ナドノ如キハ此度ノ時局ニ對シテハ隨分學校職員ノ中ニモ戰役ニ採ラレタモノガアツテ、平生ヨリハ人數ノ少ナイニモ拘ラズ、或ハ父兄ヲ勞ハリ、留守家族ヲ慰問シ、一般ノ軍人ノ志氣ヲ鼓舞スルト云フヤウナコトニ非常ニ奮闘奔走シテ居マシタ、然ルニソレ等ニ對シテハ、多少其本視學ナドニ御賞與モアルカラ或ハソレニ當ルカモ知ラヌガ、一般ノ官吏社會ノ戰時ニ對スル御賞與ヲ見ルニ、監獄ノ典獄或ハ看守長、看守ト云フヤウナモノニマデ御賞與ニナッテ居ル、戰時中ハ非常ニ此犯罪人が少クツテ、監獄ナドハ平生ヨリモ閑デアツタト云フコトハ明ナル事實デアル、其閑デアツテ、サウシテ戰時ニ直接ナラザルトコロノ典獄或ハ看守長ト云フモノニマデ、全國一般ニ此戰時ノ論功賞ガアツタ、然ルニ此直接國民ノ後援其他ニ盡力シテ努メタルトコロノ師範學校以下小學校等ニ論功賞ト云フモノハ未ダ聞カヌヤウニ思フデアリマスガ、ソレ等ハ又是カラ後ニ何カ論功賞ノ御計畫デアアルカ、論功賞ト云フコトハ御定見ニ屬

スルコトデゴザイマセウガ、政府ハソレヲニ付テドウ云フ手續ヲ採ラレルノデアリマスカ、其
點ヲ第二ニ伺ヒタイノデアリマス、モウ一二アリマスケレドモ、此ノ一二點ヲ先キ二伺ヒマシ
テ、尙御尋ネシタイト思ヒマス

○政府委員(松村茂助君) 第一ノ點ヲ私カラ御答致シマス、此四十年ノ額ヲ以テ、
四十年以上ノモノニ給スル退隱料ノ額ト致シタト云フコトニ致シマシタノハ、退隱料法
ニ於キマシテ、年齢滿六十歳以上ニ至リタルトキト云フコトガゴザイマシテ、其年齡滿
六十歳以上ニ達スレバ自己ノ便宜ニ依テ退職ヲ致シマシテモ、退隱料ヲ支給スルト云
フコトニナツテ居ルノデアリマス、ソレデアリマスカラ、此四十年ヲ以テ限リト致シタノデアリ
マスガ、御話ノ如ク學德秀タル人ニシテ、長ク學校ニ從事シテ居ラレト云フコトハ、
誠ニ望マシイコトデアリマス、併ナガラソレハ甚ダ稀ナ場合デゴザイマシテ、在職四十年ニ
モ至リマセバ、大體ニ於テ退職ヲ致シマシテ、新進ノ者ニ其職ヲ讓ラシタ方ガ教育上
宜イト云フ多數ノ場合ヲ取リマシテ、斯ノ如ク制限ヲ致シタノデアリマス、併ナガラ唯今
申上ケマシタ其學德秀タル職員ニナリマセバ、四十年ニ在職年數ガ達シマシタトコロ
ガ、敢テ退職スル必要ハアリマセヌカラ、益、サウ云フ人ハ一方ニ俸給ヲ高メテ、サウシテ
其職務ニ熱心ニ從事サセルヤウナ方法モアリマセカ、其方デ救濟ノ途ガ着カウカト考ヘ
テ居ルノデアリマス

○委員長(横井時雄君) 論功行賞ノ事ハ大臣ニ……

○文部大臣(男爵牧野伸顯君) 教員ノ論功行賞ニ付テ御答致シマス、日露戰爭ノ
論功行賞ノコトハ、最モ政府ノ重要ナル事業デアツテ、ソレヲ調査スルニハ政府ニ一定ノ
機關ガ設ケテアツテ、其處デ凡テノ論功行賞ノコトヲ掌シテ居ルノデアリマス、ソレデ教職ニ
從事シテ居ル者ノ直接戰時ニ勤勞アル者ニ付テハ、調査ヲ致シテ居ルノデアリマスガ、調
査ノ上ハヤハリ今申ス一定ノ機關ニ於テ其取捨ヲスルト云フ手續デアリマス、ソレデ其機
關ノ取扱方法ハ戰時中ノ状態ト云フモノハ御承知ノ通り餘程廣イ範圍ニ及シテ、種々
様々ナ場合ガアル爲メニ、自ラ標準ヲ定メル必要ガアツテ、其標準ニ依テ取捨ヲスルト云
フヤウナ區別ニナツテ居ルノデアリマス、結局ノトコロハ其機關ノ審議ニ依テ決スルノデア
リマスガ、大體サウ云フ手續ニナツテ居リマセカ御承知ヲ願ヒマス

○荒川五郎君 是カラ後、小學校並ニ他ノ公立學校ノ職員ニ對シテ其等御賞與上
ノ進行ハアルノデアリマスカ、モウ今日ハ是マデナイノデアリマスカ、序ニ伺ヒタイト思ヒ
マス

○文部大臣(男爵牧野伸顯君) ソレハ一ツノ機關ノ審議ノ結果ニ依リマスノデ、今
日豫メ其事ヲ御答スルマデノ運ヒニハナツテ居リマセヌ

○荒川五郎君 曩ニ申上ケタル韓國ナンツニ比スレバ、必ズ多數アルコトデアラウト思
ヒマスガ、文部大臣ガ唯今ソレ以上御答ニナリ難イト云フコトデアリマスカ、御尋ハ
致シマセヌガ、ソレト關聯シテ曩ニ學德共ニ高イ教員ノコトモ 御尋シタノデアリマスガ、
今日一體學校ガ一體知識ヲ授ケルニ餘リ偏シハシナイカト思フノハ、第一ニ寄宿舎制度
デアリマス、寄宿舎制度ハドウ云フ御方針デアリマスカ、教場テ學科ヲ教ヘルヨリカ、寄
宿舎ニ居テ起居進退日々ノ動作ト云フコトノ仕付ガ、人物養成ノ上ニハ最モ大事デア
アラウト思ヒマス、寄宿舎ナルモノヲ置イテ、大學以下學生生徒ヲ收容スルコトニナツテ

居ル以上ハ、寄宿舎ト云フモノハ教場以上ニ重キヲ成シテ注意ヲ拂ハヌケレバナラヌモノ
デアラマイカト思ヒマスルガ、然ルニ此寄宿舎ヲ支配スル所ノ舍監ト云フモノハ、大抵其
下級ノ教員デツイヤラシテアルト云フ風デ、隨テ生徒ノ修養上ニ就テ甚ダ遺憾ナ事ガ多
イ、是等ガ即チ寄宿舎騒ヤ學校騒ノ起ル一ツノ原因デアラウカト思フノデアリマス、知識
修養ヨリモ、人物修養ト云フコトヲ學校ノ大ナル目的ノ一ツトスレバ、寄宿舎ナリ凡テ
ソレ等ノ方面、生徒ノ出入進退ナドノコトニ付イテノ學校職員ノ注意ハ、一層ヲ要スル
コトデアラウト思ヒマスガ、寄宿舎ノ舍監ナリ或ハ生徒係ト云フモノハ、多ク下級ノ教員
ニ依テ居ル上云フコトハ甚ダ遺憾ニ思フ所デアリマス、是等ニ付キマシテハ政府ハドウ云
フ御方針デアリマスカ、是マデ世間ニアツタ學校騒ギナドニ付テ御研究ニナリマシタリ、
或ハ何處ニ其原因ガ多クアルト云フヤウナコトヲ御取調ニナツタコトナリ、或ハソレニ付テ
將來ノ御方針ナドモアルコトデアラウト思ヒマスルガ、此際序ニソレヲ御伺ヒシタイト思ヒ
マス

○文部大臣(男爵牧野伸顯君) 學校生徒ノ訓育上ニ、寄宿舎ノ制度ノ効能ノアル
コトハ全ク御同感デ、本官モ就職以來此寄宿舎制度ヲ獎勵スルコトヲ、出來ルダケノ手
段デ力メテ居ルノデアリマス、中學校程度ノ學校デハ寄宿舎ノアル所ガ多イ、大部分ハ
寄宿舎ニ於テヤツテ居リマスガ、其寄宿舎ヲ直接監督スルトコロノ舍監ハ人物ノ一一人
格ノ相當ノ人ヲ要スルコトハ最モ必要デアリマスカ、此人ヲ選ビニハ誠ニ困ラシ居ルノデ
アリマス、餘程人格ノ高イ人デナケレバナラヌノデアリマスルガ、必ズシモ學科ノ方ニ長シ
タ人デ人物ノ高イト云フコトガ期セラレヌヤウナ次第デアツテ、隨テ今日或ハ下給ノ者ガ
専ラ舍監ニ當ラテ居ル上云フ状態ヲ呈シテ居ルノデアリマス、サリナガラ將來ノ方針ニシテ
ハ、寄宿舎制度ト云フコトニハ十分重キヲ措イテアツテ、之ヲ以テ訓育ノ目的ヲ達スルニ
最モ有益ナモノト思ヒテ居リマス、又其局ニ當ル者モ成ルベク人格ノ高イ人ヲ要スルコト
ハ申スマデモナイコトデ、其目的ヲ以テ當局ハ始終體シテ居ルノデアリマス、昨年以來高
等ノ學校ニ於テハ既ニ專任ノ生徒監督者ヲ置イテ、其成績モ甚ダ見ルベキモノガア
ル、高等ノ學校デハ既ニ其一端ヲ開イテ居リマスカ、此地方ノ中學程度ノ學校ニ於テハ、
中央ヨリカ既ニ寄宿舎舍監ノ方ハ、是マデ制度ダケハ稍々進シテ完備シテ居ルト云フデ
モ宜カラウト思ヒマスガ、唯人ヲ得ルト云フコトニ至ツテハ、マダ遺憾ナ點ガアルノデアリマ
ス、其點ハ今荒川君ノ御質問ノ御趣旨ニハ御同感ト言ハサルヲ得ナイノデアリマス、將
來モ其方針ヲ努メテ積リテ居リマス、ソレデ學校騒動ノ如キ誠ニ思ムベキコトデアリマス
ガ、是ハ十數年來教育界ノ一ツノ弊害デアツテ、其病根ヲ根治スルコトハ考慮ヲ怠ラヌ
ノデアリマス、一番肝腎ナコトハ職員ノ人選ト云フコトガ最モ注意ヲ要スルコトデアアル、段々
地方ニ起ル學校騒動ノ成績ニ付テ見ルノニ、職員其人ヲ得、職員ノ統一ヲ得テ、校
長ガ相當ナ人デアツテ、職員之ヲ助ケテ一體同心ニナツテ居ルトコロハ成績ガ良イ、
サウ云フ所デハ學校騒動ナドハ先ツ跟跡ハ少ナイト認メテ宜シウゴザイマス、ソレハ經驗
上見ルノデアリマスカ、其人選ヲ得タトコロニハ餘リ學校騒動ノ如キ思ムベキ出來事ハ
見ナイノデアリマス、要スルニ此職員ノ人選ト云フコトガ誠ニ單純ナコトデアリマスガ、實
際ニ之ヲ行フ上ニ於テ是ハ決心ヲ要スル、地方長官ナドモ最モ其處ニ力ヲ用ナケレバ
ナラス、兎ニ角人選ノ實ガ舉ラヌト云フコトハ往々見ルコトデアリマス、隨テ地方長官ナ

ドニモ職員ノ人選ノコトニ付テハ機會ノアル度毎ニ訓諭ヲ加ヘテ止マヌ次第アリマス
○荒川五郎君 唯今御話ニナリマシタヤウニ、學校ノ中ニハ餘程成績ノ良イモノモアリ、或ハ不幸ニシテ混雜シタノモアルノデアリマセウガ、ソレ等ノ學校ト云フモノヲ撰獎セラル、ト云フコトハ、御計畫ハナイノデアリマスガ、今日自治獎勵ノタメニ町村ニ對シテ模範町村ト云フヤウナ名ヲ與ヘテアツタツシテ、其自治ノ完全ニ整テタル村ニ對シテ賞揚セラレテ居ルノデアリマスガ、ドノ學校ハ實ニ校風ヨク整ヘ、模範的ノ學校ヲ爲シテ居ルト云フヤウナ學校ヲ撰獎スル學校ヲ、模範學校トシテ其モノヲ賞メルトカ云フコトガ、或ハ縣立師範學校以下ノ小學校等ニ至ルマデ、サウ云フヤウナ學風獎勵上ノ御計畫ハ如何デアリマスルカ、ソレカラ第二ニ獎勵ニ引續イテデアリマスガ、此規則モ公立學校職員優待ノ精神ヲ以テ立テラレタノデアリマスガ、優待法ニ付テハ現在ノ儘デ、此處規則ヲ改正セラレタル以外ノ方法ニ於テ、或ハ名譽ノ點其他ノコトニ於テハ、獎勵ノ方法ハ御計畫ガナイノデアリマスガ、序デニ御伺ヒ致シタイノデス

○文部大臣(男爵牧野伸顯君) 學校ヲ撰獎スルト云フコトハ、唯今ノ所マデ制度ノ上ニ一ノ内規ノ上ニナイノデアリマス、此中學程度職員ヲ撰獎スルトハ是ハ最近ニ企テタコトデアツテ、漸ク今年ニナツテ行ツテデアリマス、學校ヲ撰獎スルト云フ如キコトハ、或ハ教育ノ獎勵上效果ヲ有スルカモ知レマセウガ、マダ其處マデ詮議ヲ盡シテ居リマセウ、ソレカラ中學教員ノ待遇法ニ付テ、尙規則等以外ニ於テ其名譽ヲ完ウスル方法ヲ攻究シテ居ルカト云フコトハ、是ハ度々實ハ調ベテ居ルコトモアリマシタノデアリマス、例ヘバ唯今デハ中學校職員ト云フモノハ待遇ノ官吏ナル、之ヲ官吏ニシテ名譽其他ノ一般ノ官吏ト同様ニ改メルト云フコトモ、一ツノ案トナツテ調査シテ居ルノデアリマスガ、マダ愈々進行スルマデケノ調査ハ整ツテ居ラヌノデアリマス、先ヅ此生活費ヲ助ケ、或ハ老後ノ安心ヲ與ヘルトカ云フヤウナ方法ヲ以テ、比較的急務ト考ヘテ居ルノデ、斯ウ云フコトカラ愈々待遇上ノ改良ヲ加ヘル手段トシテ居リマス、尙無形ノ名譽待遇ト云フガ如キニ至ツテハ、尙是ヨリ攻究スル譯ニナツテ居ルコトデアリマス

○首藤陸二君 私ノ質問ハ少シク他ニ互ルカモ知レマセウガ、幸ニ府縣ニ學校公立ト云フコトガアリマスガ、文部大臣ノ御出席ヲ幸トシテ伺ヒマスガ、往々學校ノ名稱ガ變テ居リマシテ、私共ハ牛込ニ住リテ居ルガ、北町ニアル學校ハ愛日學校ト云ヒ、其他種々雜多ナ名稱ガアリマスガ、私ハ教育上ニ三チヨット明治十一年ニ經歷ヲ持テ居リマシテ、私ノ縣ノ宮城縣ノ各公立學校ハ悉ク地名ヲ冠シテ居リマス、其改革ヲ圖ル時ニハ非常ナ反對ガアリマシタケレドモ、今日ノ經歷ヲ見ルト何學校何學校ト町村名ヲ付シテアルタメニ、大變便利ニナツテ居リマス、所ガ或所ニ行クト丁度書家ガ額面ニ書クヤウナ名稱ヲ付ケテアツテ、ナカク調査ニ面倒ヲ致スヤウニ思ヒマスガ、例ヘバ廣島縣ナラ廣島縣ノ所ヲ繕クト、廣島ノ小學校ガ廣島小學校ト申シマスガ、長崎ノ小學校ハ長崎小學校ト云ヒマスガ、城北小學校ト云フ學校ノ名稱ニナツテ居ルコトハ、各府縣トモニアルノデアリマスガ、現ニ東京市ハ唯今申上ゲタ譯デアリマスガ、或ハ一般ニ府縣ノ町村ノ公立學校ガ建テアル所ハ、悉ク町村名ヲ付スコトガ御便利ト思ヒマスガ、御改革ハ出來マセウカ、好機會デスカラチヨット御尋ネ致シマス

○文部大臣(男爵牧野伸顯君) 名稱ノコトニ就テ政府ニ於テハ別段何等ノ規定モ

ナイノデアリマシテ、地方ノ便宜ニ任シテアリマス、或ハ將來其土地ノ出身ノ名望アル人ノ名ヲ冠セルトカ、或ハ歴史ノ名ヲ冠セルトカ云フガ如キコトモアラウト思ヒマス、是ハ地方ノ適宜ニ任シタ方ガ宜シト思ヒマス、唯今一定ノ方法ヲ以テ之ヲ規定シヤウト云フ調ハゴザイマセウ

○荒川五郎君 此個條ノ意味ガ分ラヌノデアリマスガ、第五條中ニ「其他ノ在職年數ニ對シ」ト云フコトガアリマスガ、其他ノ在職ト云フト、ドツカ外ニ個條ガアルカ知リマセウガ、教育事業テ無クテモ、何デモ此文面デハ見エルノデアリマスガ、ソレハドウデアリマスガ
○政府委員(松村茂助君) 是ハ勤績ニ對シテ書イタノデアリマス、ソレカラ勤績年數デナイ其他ノ在職年數ト云フ、斯ウ云フ意味デアリマス

○荒川五郎君 分リマシタ、其次ニ教育事務ニ從事スル文官ト云ヒマス、府縣ノ一部長ノ如キモ含ムノデアリマスガ、一部長ト云フト是ハ事務官デアルケレドモ、學務課ヲ統轄シテ居リマスガ、是モ含ムノデアリマスガ、一部長ハ含マヌデアリマス、學務課長以下ヲ含ムノデアリマス
○政府委員(松村茂助君) 是ハ學務課長以下ヲ含ムコトニ今日取扱ツテ居リマス

○荒川五郎君 モウ一ツ附則ノ修正ノ箇條ニ在職滿二年ニ至ラヌモノハイケンイト云フコトガアリマスガ、是ハ何カ法律ノ規定ノシヤウテ獎勵スル途ハ、何か他ニ仕方ハナイカト思ヒマス、再ビ公立ノ學校ノ職員ニナツテ吳レト云フコトヲ望ムト云フコトハ、先ニ文部大臣ノ御話ノ通り、學校ニハ第一ニ其人ヲ得ナケレバナラス、其運用ハ其人デアル、所ガ其人ガ無イデア困テ居ルト云フヤウデアルカラシテ、外ノ公立學校ニ往テ居リタモノモ、戻テ來ルト云フコトハ學校トシテハ希望スベキコトデアアルカラ、隨テ此優待ノ途モ公ニシテ、世間教育ノ思想アル者ガ此公立學校ヘ舞戻ラヌルト云フヤウナコトニナルト云フコトハ、獎勵スル必要ガアルト思フノデス、ソレデアルカラシテ、在職二年トカ何トカ言ハズニ、成ダケ優待ヲスルト云フヤウナ方法ニ、是等ノ文面ガドウカシテ出來サウニ思フノデアリマスガ、ソコラハドウデアリマスガ

○政府委員(松村茂助君) 是ハ先程モチヨット申上ゲマシタ通り、優遇ノ趣旨ハ出來テ居ルノデアリマセウデ、弊ヲ豫防スル趣旨ガ規定シテアルノデアリマス、ソレデアリマス、給ヲ受ケテ或ハ全ク遊ンデ居ル者、若クハ他ノ職ニ從事シテ居ル者ガアリマス、サウ云フ者ガ此改正法ガ出タ結果ト致シマシテ、既ニ二十五年以上勤績シテ居リタ事實ヲ有シテ居ル人デアリマスレバ、一日デモ再ビ公立學校ノ職員トナツテ、サウシテ退職スレバ此法律ノ恩典ニ浴スルト云フ、斯ウ云フコトニナリマスガ、質ノ良クナイ者ハ、運動シテマデモ一日ナリ、或ハ五日ナリ、一ヶ月ナリ職員ノ職ニチヨット就イテ、サウシテ止シテ恩給ヲ貰フト云フ、斯ウ云フ者ガアリハシナイカ、其處ヲ慮レマシテ、サウ云フ不都合ヲ致ス者ニ對シマシテハ、此改正法ノ恩典ニ浴サセナイ、併ナカラ實際公立學校ノ職員トシテ尙長ク從事シタイト云フ考デアル者デアレバ、ソレハ無論優遇シテ宜シイ、サウ云フ人ナレバ二年位ノ期間ハサウ長イ期間デアリマセウカラ、無論居ルコトダラウト云フノデ、又三年未滿デ止シテ即チ此恩給ヲ取ラウト思フデ、再ビ職ニ就カウト云フ者ヲ豫防シヤウト云フニ過ギマセウノデアリマス

○荒川五郎君 モウ分リマシタ、モウ一ツデアリマスガ、公權ヲ停止セラレタ者ハ此恩給料ノ支給ヲ停止スルト云フヤウニナツテ居リマスガ、重罪ノ刑ニ處セラレタ者ハ無論糾奪セラレマスガ、輕罪デハ既ニ前ニアツタ教科書事件ノ如キハ、教育會ニ非常ナ惡影響

ヲ與ヘ打撃ヲ與ヘタルモノアリ、サウ云フ者ガヤハリ恩給ヲ受ケルト云フコトハ、此停止中ト雖モソレガ停止セラレナイテ其後ヲ引續ケルヤウナコトニナツテ、人物修養ノ上ニ其人ヲ育アルニ付テ大事ナコトデアアル、精神ノ印象ノ上ニ大事ナコトデアアル、學校職員ヲ待遇スル上カラハ、ソレ等ハ除イタラ宜シト思ヒマスガ、ソレハ如何デアリマスカ

○政府委員(松村茂助君) 是ハ這回新ニ加ツタ箇條デアアリマセヌデ、從來カラ存在スル箇條デアアリマス、小學校教員ニ對シマシテモ此規定ガアツテ、又官吏ニ對シマシテモ、此規定ガアリマス、今御話ノヤウナ理由モゴザイマセウケレドモ、既ニ退隱料ヲ受ケテ居ルモノハ即チ權利ヲ有シテ居ル者デアリマスカラ、其權利マデモ剝奪シテシマウト云フコトハ、酷ニ失スルヲラウト思ヒマスカラ、先ツ此位ノ程度ニ止メテ置イタ方ガ適當ト考ヘテ居リマス

○首藤陸三君 モウ分リマシタカラ、此案ニ贊成致シマス
○委員長(横井時雄君) ドウデス別ニ異議アリマセヌカ
○荒川五郎君 異議アリマセヌ
○委員長(横井時雄君) 質問ハ是デ終テ決定シマシテ御異議ハナイト認メマス
(一異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ)
○委員長(横井時雄君) ソレデア政府案通り決定致シマシタ
午前十一時二十八分散會

衆議院長諭縣下對馬國壹岐國ヲ福岡縣ニ編入法律案委員會議錄 第二回正誤

頁段 行 誤 正
六下 二八 中村雄藏君 中倉万次郎君 七上 三二 中倉万次郎君 中村雄藏君

衆議院公證人法案委員會議錄第五回正誤

頁段 行 誤 正
二三上 二二 第三十四條第二項 第三十四條第三項 二三下 二四 證人 本人

衆議院關稅定率法輸入稅表中改正法律案委員會議錄第五回正誤

頁段 行 誤 正
一九下 二三 福井三郎君 福島宜三君

衆議院陸軍刑法案外一件委員(調查委員)會議錄(速記)第二回正誤

頁段 行 誤 正
三上 三一 往々軍事刑法 往々軍人刑法
三下 一 採ラナカッタ ナカッタ
三下 二 草案 成案
三下 一〇 軍人 軍事
三下 一一 命令 刑例
三下 一二 刑名トカ名稱ヲ 刑例トカ名稱
三下 一三 普通刑法除ノ外 普通刑法ノ除外
三下 一四 申シマス 申シマス
三下 一四 設ケンケレバナ 設ケンケレバナ
三下 一四 設ケンケレバナ 設ケンケレバナ
三下 一四 設ケンケレバナ 設ケンケレバナ

頁段 行 誤 正
六上 二一 通法デハ 立法例モ
六上 二二 名ノ如ク スノ如ク
六上 二三 陸軍 普通
六上 二四 普通刑法ニ對セ 陸軍刑法ノ下ニ
六上 二五 重ク罰シ 比シレバ
六上 二五 戰前無法 罪ノ人ニハ全然無
六上 三三 言ヒマシテモ何 人モ犯シ得ベク
六上 三三 數項 成

衆議院陸軍刑法案外一件委員(調查委員)會議錄(速記)第三回正誤

頁段 行 誤 正
一一上 二八 帝國以外ノ 帝國臣民以外ノ
一一上 二九 居ルモノト 規定ガ
一一上 三〇 以前ト 規定ガ
一一上 三一 居ナイト 規定ガ
一一上 三二 居ナイト 規定ガ
一一上 三三 居ナイト 規定ガ
一一上 三四 居ナイト 規定ガ
一一上 三五 居ナイト 規定ガ
一一上 三六 居ナイト 規定ガ
一一上 三七 居ナイト 規定ガ
一一上 三八 居ナイト 規定ガ
一一上 三九 居ナイト 規定ガ
一一上 四〇 居ナイト 規定ガ
一一上 四一 居ナイト 規定ガ
一一上 四二 居ナイト 規定ガ
一一上 四三 居ナイト 規定ガ
一一上 四四 居ナイト 規定ガ
一一上 四五 居ナイト 規定ガ
一一上 四六 居ナイト 規定ガ
一一上 四七 居ナイト 規定ガ
一一上 四八 居ナイト 規定ガ
一一上 四九 居ナイト 規定ガ
一一上 五〇 居ナイト 規定ガ

衆議院陸軍刑法案外三件委員(調查委員)會議錄(速記)第四回正誤

頁段 行 誤 正
二二上 一〇 懲罰スルコトマ 懲戒スルコトマ
二二上 一一 加重刑罰 假想ノ俱發
二二上 一二 行為ニ 行為ニ
二二上 一三 實際ニシテ 實際ニシテ
二二上 一四 又軍隊的 又軍隊的
二二上 一五 同シタリ 同シタリ
二二上 一六 同シタリ 同シタリ
二二上 一七 同シタリ 同シタリ
二二上 一八 同シタリ 同シタリ
二二上 一九 同シタリ 同シタリ
二二上 二〇 同シタリ 同シタリ
二二上 二一 同シタリ 同シタリ
二二上 二二 同シタリ 同シタリ
二二上 二三 同シタリ 同シタリ
二二上 二四 同シタリ 同シタリ
二二上 二五 同シタリ 同シタリ
二二上 二六 同シタリ 同シタリ
二二上 二七 同シタリ 同シタリ
二二上 二八 同シタリ 同シタリ
二二上 二九 同シタリ 同シタリ
二二上 三〇 同シタリ 同シタリ
二二上 三一 同シタリ 同シタリ
二二上 三二 同シタリ 同シタリ
二二上 三三 同シタリ 同シタリ
二二上 三四 同シタリ 同シタリ
二二上 三五 同シタリ 同シタリ
二二上 三六 同シタリ 同シタリ
二二上 三七 同シタリ 同シタリ
二二上 三八 同シタリ 同シタリ
二二上 三九 同シタリ 同シタリ
二二上 四〇 同シタリ 同シタリ
二二上 四一 同シタリ 同シタリ
二二上 四二 同シタリ 同シタリ
二二上 四三 同シタリ 同シタリ
二二上 四四 同シタリ 同シタリ
二二上 四五 同シタリ 同シタリ
二二上 四六 同シタリ 同シタリ
二二上 四七 同シタリ 同シタリ
二二上 四八 同シタリ 同シタリ
二二上 四九 同シタリ 同シタリ
二二上 五〇 同シタリ 同シタリ